

排出現場と一体なら 「事業場外」でない

2月4日、環境省は廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する法律等の施行についてと題する施行通知を都道府県政令市に送付した。実際の運用にあたり、技術的な助言を行っており、見逃せないポイントが散見される。主なものでは、建設廃棄物の事業場外の保管届け出に関連し、排出現場と空間的に一体とみなすことができる場所は「事業場の外」に該当しない、元請業者一元化の例外条項に関連し、下請業者が運搬する施設は元請業者が下請業者や処理業者から賃借している場合も含まれるなどとなっている。

建設廃棄物を事業場の外で保管する場合の事業場とは、建設工事に伴い産業廃棄物を生じる事業場であり、建設工事現場のこと。これ以外で保管を行う場合は保管届出の対象となるが、施行通知では、事業場と空間的に一体のものともみなすことができる場所やこれと同等の場所は「事業場の外」には該当しないとされた。

4月1日改正法令の施行時点ですぐに行われている「事業場の外」の保管については、同年6月30日までにその旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。都道府県知事は事前届出を受け、保管場

所を定期的に確認、不適正な保管の防止に努める。また、その保管が処理基準に適合していなかった場合、基準によって保管するよう指導する。また、必要に応じて改善命令や措置命令を发出、生活環境の保全を図るとした。

元請業者一元化の例外条項に関連し、下請業者は、省令で定める廃棄物を排出事業者とみなして運搬できる。その際、運搬できる施設として元請業者が所有するか使用する権利を持つている施設とされた。施行通知では、元請業者が下請業者や中間処理業者から賃借している場合も含まれ

るとした。また、元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした処理業者の施設（積み替え場）は保管の場所を含むに、下請人が当該廃棄物を運搬する場合、元請業者が使用する権利を持つ施設に運搬されると解釈されることとした。

一方、元請業者から委託を受けず、下請業者が運搬や処理を他人に委託した場合、排出事業者として委託基準に従い、マニフェストを交付することとなっている。なお、下請業者が処理業者だった場合、処理の再委託となり、これまでどおり元請業者には委託基準が、当該処理業者には

再委託基準がそれぞれ適用され、例外条項の規定は適用されない。下請業者によって不適正処理された場合、元請業者が委託基準や再委託基準に違反しない限り、措置命令の対象とならない。ただし、元請業者が下請業者に対し、不適正な処理を要求し、依頼し、不適正な処理を助け、適正な対価を負担していない場合、措置命令の対象となるとした。

元請業者が委託基準や再委託基準に違反しない限り、措置命令の対象とならない。ただし、元請業者が下請業者に対し、不適正な処理を要求し、依頼し、不適正な処理を助け、適正な対価を負担していない場合、措置命令の対象となるとした。